

観光拠点来訪促進業務委託仕様書

1 委託業務名

観光拠点来訪促進業務（以下「委託業務」という。）

2 目的

日本遺産認定された「もう、すべらせない!!～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ～」について国内旅行者及びインバウンド市場をターゲットとしたモニターツアーとFAMトリップを実施し、「龍田古道」の魅力向上及び認知向上を図り、柏原市への観光促進を目的とする。

3 委託期間

契約締結の日から令和5年3月31日まで

4 委託上限額

8,475,000円（消費税込み）

5 委託業務の内容

(1) モニターツアーの実施

国内旅行者を対象としたモニターツアー参加者の募集ならびにツアー催行にかかる用務一式。

① 実施回数及び時期

- ・日帰りモニターツアー1回以上／数回程度
（国内旅行者向け市内または大阪主要駅発着）
- ・宿泊モニターツアー1回以上／数回程度
（国内旅行者向け市内または大阪主要駅発着）

※実施日については委託者と協議の上、決定する。

② 参加費

参加者の費用負担は無料とする。

③ 交通手段

貸切バスや公共交通機関またはタクシーを利用すること。

④ ツアー内容

日本遺産「もう、すべらせない!!～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ～」の構成文化財である亀の瀬トンネル・排水トンネル・亀の瀬地すべり歴史資料室を周遊ルートに含む受託者の提案内容に基づき、委託者と協議のうえ決定する。なお、ツアー行程で選定した時期やコンテンツの選定理由を含むこと。実施時期により下

記コンテンツを参考にすること。

- ・夏：ぶどう狩り（8月10日～10月15日）
 - ・冬：亀の瀬トンネルプロジェクションマッピング
 - ・通年：E-bike等の体験コンテンツ（市内事業所）
 - ・通年：世界遺産（法隆寺、百舌鳥・古市古墳群 等）
 - ・昼食（市内事業所）
- ⑤ 募集人数・方法
- 1回のモニターツアーに参加する人数は10名以上とする。募集の方法については、事業者からの提案とする。
- ⑥ アンケート
- 参加者に対しアンケートを実施し、分析・課題抽出を含む結果を取りまとめ報告すること。調査項目については、委託者と協議のうえ決定すること。
- ⑦ その他
- ・旅程管理の行える添乗員を同行させること。
 - ・モニターツアーがマスメディアに取り上げられるような話題性のある仕掛けや工夫を講じること。

（2）FAMトリップの実施

旅行会社、メディア等を対象にしたFAMトリップ実施にかかる用務一式。

- ① 実施回数及び時期
- ・日帰りFAMトリップ1回
（国内旅行者向け市内または大阪主要駅発着）
 - ・宿泊FAMトリップ1回
（外国人旅行者向け ※発着地は外国人旅行者を考慮して選定すること）
- ※実施日については委託者と協議の上、決定する。
- ② 交通手段
- 貸切バスや公共交通機関またはタクシーを利用すること。
- ③ ツアー内容
- 日本遺産「もう、すべらせない!!～龍田古道の心臓部「亀の瀬」を越えてゆけ～」の構成文化財である亀の瀬トンネル・排水トンネル・亀の瀬地すべり歴史資料室を周遊ルートに含む受託者の提案内容に基づき、委託者と協議のうえ決定する。なお、ツアー行程で選定した時期やコンテンツの選定理由を含むこと。実施時期により下記コンテンツを参考にすること。
- ・夏：ぶどう狩り（8月10日～10月15日）
 - ・冬：亀の瀬トンネルプロジェクションマッピング
 - ・通年：E-bike等の体験コンテンツ（市内事業所）

- ・通年：世界遺産（法隆寺、百舌鳥・古市古墳群 等）
- ・昼食（市内事業所）

④ 招聘対象者

旅行会社、雑誌、メディアを想定しており、効果的に魅力を発信することができる具体的な招聘者を提案すること。1回のFAMトリップに複数社の参加とする。

⑤ 記事等の掲載

受託者または招聘者において委託期間中に効果的な情報発信が期待できる雑誌またはメディア等で、本事業で訪問するスポット等に関する記事を1回以上掲載すること。

⑥ アンケート

参加者に対しアンケートを実施し、分析・課題抽出を含む結果を取りまとめ報告すること。調査項目については、委託者と協議のうえ決定すること。

⑦ その他

- ・旅程管理の行える添乗員または通訳案内士を同行させること。

6 成果物

(1) 成果物

業務完了後速やかに、実績報告書（アンケート結果・分析・課題抽出含む）を紙媒体1部及び電子データ一式を提出すること。

(2) 納入先

柏原市にぎわい観光課（柏原市安堂町1-55）

7 委託業務実施にあたっての留意事項

詳細は、委託契約に定めるものとする。

(1) 委託業務の全部又は一部を第三者に委託し、又は請け負わせてはならない。ただし、あらかじめ柏原市の承諾を得た場合は、この限りではない。

(2) 委託業務に関して知り得た秘密をみだりに他に漏らし、又は委託業務以外の目的に使用してはならない。委託期間が終了し、又は委託契約が解除された後においても同様とする。

(3) 委託業務を通じて取得した個人情報については、関係法令及び関係規程並びに個人情報保護条例を遵守すること。

(4) 受託者は、委託業務の履行にあたり、自己の責めに帰すべき事由により市に損害を与えたときは、その損害の責めを負うものとする。

(5) 受託者は、委託業務の履行にあたり、受託者の行為が原因で利用者その他の第三者に損害が生じた場合には、その賠償の責めを負うものとする。

(6) 市が受託者を決定した後、委託契約にあたり、この仕様書に定める事項及びこの仕様書に定められた事項以外に疑義が生じた場合は、遅滞なく市と協議を行うものとする。